SMT 米ドル建新興国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日　：　2013年12月27日
作成基準日　：　2017年2月28日

基準価額の推移

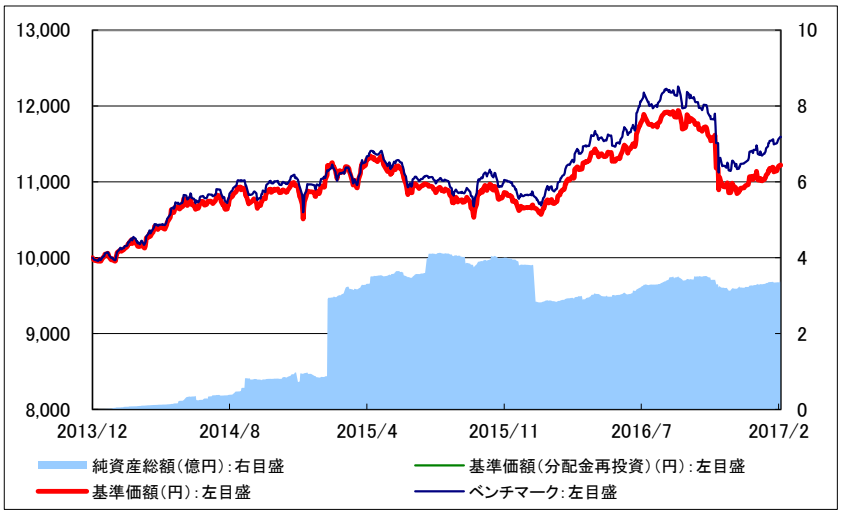

※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
※ 基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。
※ 基準価額は、信託報酬控除後です。
※ ベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・US・エマージング・ソブリン・マキシマム・レイティング・インベストメント・グレイド・インデックス（円ヘッジ・円ベース）です。当初設定日を10,000として指数化しています。

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	11,219 円	+ 191 円
純資産総額	3.40 億円	+ 0.09 億円

期間別騰落率

	ファンド	ベンチマーク	差
1ヵ月	1.73%	1.91%	−0.18%
3ヵ月	2.10%	3.02%	−0.92%
6ヵ月	−5.82%	−5.03%	−0.79%
1年	2.95%	4.50%	−1.56%
3年	9.95%	13.37%	−3.42%
設定来	12.19%	15.90%	−3.71%

※ ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

ブルームバーグ・バークレイズ・US・エマージング・ソブリン・マキシマム・レイティング・インベストメント・グレイド・インデックスとは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、新興国が発行する米ドル建ての国債のうち、ブルームバーグが定める基準により投資適格格付が付与されていることなどの一定の要件を満たす国債の総合投資収益を時価総額比率で加重平均し指数化したものです。
「円ヘッジ・円ベース」は、対円の為替ヘッジを考慮して算出した指数です。
ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標及びサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標及びサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額　　0　円

決算期	2015年10月	2016年4月	2016年10月
分配金	0　円	0　円	0　円

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

為替ヘッジ

ヘッジ比率	103.75%

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞
●当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
●ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
●投資信託は値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクを伴います。）に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
●投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
●当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
●当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。

三井住友トラスト・アセットマネジメント

SMT 米ドル建新興国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日 ： 2013年12月27日
作成基準日 ： 2017年2月28日

資産の状況

※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。債券評価額には経過利子を含めています。

資産内容

債券	94.66%
債券先物取引	0.00%
短期金融資産等	5.34%
合 計	100.0%

※ 対純資産総額比です。

特性値

	ファンド
直接利回り	5.41%
最終利回り	3.72%
残存年数	18.84年
修正デュレーション	8.50年
銘柄数	37

※ 修正デュレーションとは債券価格の金利変動に対する感応度（変動率）を表しており、この値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※ 利回り（税引前）は純資産総額に対する値、その他は組入債券に対する値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

組入上位10カ国

	国	比率
1	メキシコ	15.11%
2	インドネシア	14.21%
3	ロシア	13.95%
4	フィリピン	11.71%
5	コロンビア	9.72%
6	南アフリカ	7.20%
7	ハンガリー	5.90%
8	パナマ	5.56%
9	ペルー	4.96%
10	ウルグアイ	4.37%

※ 対純資産総額比です。

組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン	通貨	比率
1	フィリピン国債	9.500%	米国ドル	10.65%
2	インドネシア国債	6.625%	米国ドル	8.22%
3	ロシア国債	7.500%	米国ドル	6.14%
4	インドネシア国債	5.875%	米国ドル	5.99%
5	ロシア国債	12.750%	米国ドル	5.91%
6	メキシコ国債	5.750%	米国ドル	5.28%
7	コロンビア国債	11.750%	米国ドル	4.22%
8	コロンビア国債	6.125%	米国ドル	3.79%
9	南アフリカ国債	5.875%	米国ドル	3.74%
10	南アフリカ国債	4.665%	米国ドル	3.46%

※ 対純資産総額比です。

市場動向

月前半は、欧米株価が堅調に推移したことを背景にリスク選好姿勢が強まったことから、米ドル建新興国国債利回りは低下（価格は上昇）基調で推移しました。月後半は、FOMC（米連邦公開市場委員会）議事要旨の内容から早期の米利上げ観測が後退したことや、米トランプ政権の政策運営に関する不確実性が意識されたことなどから米国国債利回りが低下基調で推移し、米ドル建新興国国債利回りはさらに低下しました。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。

SMT 米ドル建新興国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日　：　2013年12月27日
作成基準日　：　2017年2月28日

ファンドの特色

1. 米ドル建の新興国債券を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。
2. ブルームバーグ・バークレイズ・US・エマージング・ソブリン・マキシマム・レイティング・インベストメント・グレイド・インデックス（円ヘッジ・円ベース）に連動する投資成果を目指します。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
  従って、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

【金利変動リスク】
債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【為替変動リスク】
外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。

【信用リスク】
有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【カントリーリスク】
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

【流動性リスク】
時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ・US・エマージング・ソブリン・マキシマム・レイティング・インベストメント・グレイド・インデックス（円ヘッジ・円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
  ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。

三井住友トラスト・アセットマネジメント

SMT 米ドル建新興国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日　：　2013年12月27日
作成基準日　：　2017年2月28日

お申込みメモ

購入単位・・・販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入価額・・・購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
（基準価額は1万口当たりで表示しています。）

換金単位・・・販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。

換金代金・・・原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

申込締切時間・・・原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。

購入・換金申込受付不可日・・・申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。
ニューヨーク証券取引所の休業日
ロンドン証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行休業日
ロンドンの銀行休業日

換金制限・・・ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入・換金申込受付の中止及び取消し・・・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。

信託期間・・・無期限（2013年12月27日設定）

繰上償還・・・次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。
・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合

決算日・・・毎年4月、10月の各20日（休業日の場合は翌営業日）です。

収益分配・・・年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。

課税関係・・・課税上は株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。
なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料
購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.24%（税抜3.0%）を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用（信託報酬）
純資産総額に対して**年率0.648%（税抜0.6%）**

■ その他の費用・手数料
監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度（監査費用は日々）、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。

SMT 米ドル建新興国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券／インデックス型

当初設定日　：　2013年12月27日
作成基準日　：　2017年2月28日

委託会社・その他の関係法人の概要

■ 委託会社　三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（ファンドの運用の指図を行う者）
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第347号
加　入　協　会　：　一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
ホームページ　：【PCサイト】http://www.smtam.jp/
【モバイルサイト】http://m.smtam.jp/
フリーダイヤル　：　0120-668001　受付時間 9:00～17:00 [土日・祝日等は除く]

■ 受託会社　三井住友信託銀行株式会社（ファンドの財産の保管及び管理を行う者）

販売会社

商号等		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○		○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○		○	
髙木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第110号	○		○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

・お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、販売会社へお申し出ください。
・販売会社は今後変更となる場合があります。